

くらしステップアップ

消費生活センターってどんなところ？

契約トラブルや多重債務など消費生活に関する
アドバイスや情報提供を行います。
消費生活に関するトラブルは、何でもご相談ください。



契約トラブル、多重債務、悪質商法や製品事故などに関する苦情や問い合わせを専門の相談員が受け付け、問題解決への助言やあつせん、情報提供を行っています。
困ったときは、一人で悩まず消費生活センターに相談しましょう！



鹿児島市消費生活センターの主な事業概要

消費生活出張講座

消費生活相談員や地域消費者リーダーが皆さんのところに出向いて、契約の基礎知識や最近多い悪質商法の手口などについてお話しします。

消費生活教室

衣・食・住・環境など、毎回異なる題材をテーマに、消費生活に関する基礎的な知識を身につけるための講座を開催します。

スクール・キャンパス消費生活啓発事業

若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、小・中・高校・大学生向けの学習資料の作成配布やパネル展を実施します。

鹿児島市消費生活センター

相談電話 099-252-1919(月～金曜日 9時～17時15分)

〒890-0063

鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31

TEL 099-258-3611

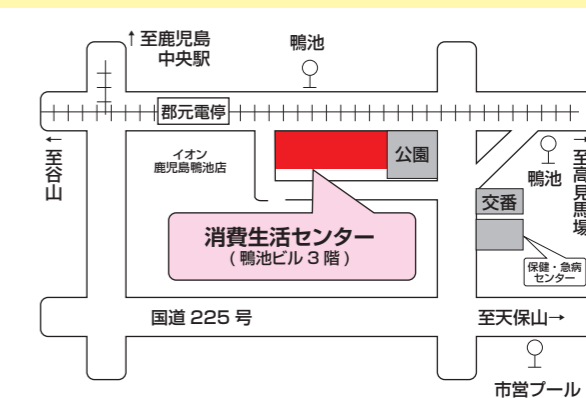
FAX 099-258-3712

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

消費者ホットライン

相談電話 188(土・日・祝日 10時～16時)

※平日は、最寄りの消費生活相談窓口に接続されます。



社員研修などにご活用ください！

○消費生活出張講座

消費生活相談員が皆さんの職場などへ出向いて講座を行います。(実施無料)

【内容例】

- ・契約、クーリング・オフの基礎知識
- ・社会人に多い消費者トラブル
- ・多重債務・クレジットカードの注意点 など

【申し込み要領】

- ・対象 鹿児島市内の企業や団体
- ・講座時間 30～90分程度(希望に応じて調整可能)
- ・申し込み 実施希望日の1か月前までに、消費生活センター (Tel.099-258-3611) へお電話ください。



社会人研修の様子



ABC 消費者情報ネットがごしまに登録しませんか？

○『A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットがごしま』とは

悪質商法や契約等のトラブル情報、消費生活に関する身近な情報や最新のお知らせなどをメールで配信します。(登録・情報料無料)

○配信回数

月1回程度の定時配信及び臨時配信を行います。

○配信の申し込み

abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に空メールを送信するか、右の二次元バーコードを読み取って登録手続きを行ってください。



【ABC 消費者情報ネットがごしまバックナンバー例】

- vol.124 仮想通貨での儲け話は慎重に！
- vol.123 ハガキによる架空請求に注意を！
- vol.122 リボ払い専用カードにご注意！
- vol.121 不用品の訪問買取にご注意！
- vol.120 「架空請求(うそ電話詐欺)」にご注意を！
- vol.119 「電子マネーで支払いせよ」にご注意！

悪質商法や契約トラブルにあわないためには、常に新しい情報を知っておくことが大切です。
消費者問題に興味のある方、高齢者・障害者・若年者の見守り者の方もぜひご登録ください！

消費者問題に関する2017年の10大項目

国民生活センターでは、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。

2017年は、還付金詐欺や訪問購入などで高齢者をターゲットにした悪質な勧誘、仮想通貨や格安スマホなどの新たな分野の相談が多く寄せられた年となりました。



相談コーナー

◆狙われる高齢者「還付金詐欺」、「訪問購入」での相談目立つ

◆依然として多い「定期購入」トラブル 20歳未満でも多くみられる

◆仮想通貨の利用広がる「必ず儲かる」と勧誘されて購入するもトラブルに

◆情報通信の多様化 格安スマホなどの相談も

◆子どもの事故 加熱式たばこの誤飲、宅配ボックスに閉じ込めなどが発生

◆「プエラリア・ミリフィカ」を含む健康食品の危害 若い女性に多発

◆格安旅行会社「てるみくらぶ」が経営破綻

◆景品表示法による初の課徴金納付命令 品質への信頼揺らぐ 企業の不祥事

◆改正特定商取引法施行 約120年ぶりとなる民法改正も

◆集团的消費者被害回復制度の整備進む 特定適格消費者団体の認定と国民生活センター法の改正



〈事例1〉訪問購入にご注意！

相談内容

「着物や切手、食器など、いらぬものは何でも買い取ります」と電話がかかってきたので、来訪を承諾した。食器や着物など不用品数点を玄関に用意して待っていたが、業者はそれには目もくれず、「貴金属は無いか」と勝手に家に上り込んできた。指輪やネックレス等貴金属数点を見つけ出し、強引に買い取り書面と数千円を置いて帰って行った。母の形見なので返してほしい。
(60歳代女性)



処理結果

契約後8日間は、クーリング・オフができます。クーリング・オフのハガキを出して、商品を取り戻すことができました。

アドバイス

- 来訪を承諾すると断りきれないことがあるので、安易に承諾しないようにしましょう。
- 買取業者は、古物商の許可が必要です。取引するときは「古物商許可証」等の提示を求めましょう。
- 来訪しても「貴金属はないか」等電話説明とは違う物品の売却を求められたときは、きっぱり断りましょう。
- クーリング・オフ期間内は、物品の引き渡しを拒むことができます。期間内は、物品を渡さないことも、トラブル回避の一つの方法です。

〈事例2〉フリマアプリを利用したら偽物が届いた！

相談内容

フリマアプリで出品されていたブランド物の財布を2万円で購入した。届いた財布は偽物だったので、シリアルナンバーを調べたらコピー商品だった。返品したい。
(40歳代女性)



処理結果

フリマアプリは基本的に個人間の取引となるため、当事者間で解決するのが原則となることを伝え、フリマアプリの運営会社に相談するよう案内しました。

アドバイス

- フリマアプリは、オンライン上で実際の「フリーマーケット」のように出品・購入ができるアプリケーションです。フリマアプリで取引をする際は、アプリの規約をよく読み、その上で、出品者が設定したルールの確認や商品、送料等について情報収集をしっかりと行いましょう。また、トラブルが発生した際のリスクを認識して、慎重に利用しましょう。

※出展：独立行政法人国民生活センター 詳しくはホームページ (<http://www.kokusen.go.jp/>) をご覧ください。